

訪問機関別議事概要

○ 国家質量監督検験検疫総局

日時：9月22日 9:00-10:30

対応者：馬副巡視員 ほか

最近の傾向・取締状況

- ・ 江蘇省 TSB による摘発事犯に見られるように、ネットに隠れて姿を見せない事犯が新たな傾向。
- ・ 国務院で新たに制定された食品品質安全管理規程は処罰強化の一例。

協力

- ・ とにかく実務的な情報が模倣品摘発に役に立つ。これまでの協力はどれも実務的であったと認識しており、感謝。
- ・ 権利者から提供いただければ有用な情報は、模倣業者に係る所在地、社名、侵害行為の形態、違反法規や、真贋判定の証書。
- ・ 当局が求める情報は、案件処理・調査に役立つ情報。鑑定用の情報に不備があれば行政訴訟を起こされるおそれがあるため、機密により情報に不備があるのなら事前に執行当局に言っていただくのがよい。
- ・ IT の活用については、現在、当局の内部の IT システム構築として、案件・通報の受付・処理のための内部システム構築中であり、行政サービスの迅速化・効率化に寄与するものと認識。
- ・ 日本の関係機関・民間企業とは地方レベルで実務的な取組を行っているが、もしも日本が中央レベル（政策、法制度、案件の指導監督等の面）のフォーラム、研究活動等の交流を望むのなら、当局内部で検討して関係部局と協議する用意あり。ただし、執行の実務の話であれば地方レベルの取組になることに留意してほしい。

要請

「違法ラベル農薬」

- ・ 法規に従い、農業部、国務院、工商局といった担当省庁が法執行を行っている。農薬の登記書を取得していないのに勝手に販売す

れば、刑事罰や行政処罰の対象となる。

- ・ 農業生産財の監督管理のため、俗に「農業生産財模倣品摘発」と呼ばれる省庁横断的な取組を行っている。各省庁が各々の守備範囲に基づき、毎年のように摘発を実施している。

再犯対策

- ・ 他地域での再犯活動防止のため、違法記録をシステム内に構築する予定。現在関係部局と協議中。
- ・ 刑事責任追及については、司法当局にお話いただきたい。ただし、現在の刑法において、再犯者への重罰化が原則になっている。
- ・ （1週間前に渡していた再犯、巧妙化の被害実態に関する報告書について）見ていなかった。持ち帰って検討させてほしい。これに限らず、再犯の詳細な情報はぜひ提供していただきたい。
- ・ （関係当局間の情報交換の必要性について）TSB、AICを含めた関係当局間での案件の移送・交換のメカニズムは存在。法規に従い、各々の機能に応じて移送している。
- ・ 執行当局間で処分内容に整合性がとれていないのは事実。これを議論するのは膨大な時間がかかる。解決のためには専門的な場で議論したい。

流通地域

- ・ 中央では、製品品質法とAICとの分業体制に変わりないが、地方レベルでは中央の原則を乗り越えている。SIQは鑑定手段を持つことから、認証、計量、特殊商品の品質管理まで担当し、SIQに一本化がなされている実態がある。

経済産業省との共同文書

- ・ 案件の処理状況に係る情報の公開は、法に認められた範囲内なるべく公開する予定。
- ・ 改正製品品質法や新たな食品品質安全管理規定により、地方の責任が明確化された。問題があれば地方は厳しく追及されることとなった。
- ・ 海外当局との協定締結の際は、提案、研究、論証というきちんとした手続きを踏む必要がある。首相が訪日したときに共通認識で日中合意したと聞いているので総論は異論ないが、手続きは踏みたいと思っている。

○ 海関総署

日 時：9月22日 14:00-16:30

対応者：王永水副司長 ほか

協力

- ・ IIPPF 等日本との協力の効果は着実に現れている。日本の権利者に係る摘発は、点数で国別7位、価格では国別3位にまで増えた。特に研修は、行われる度に摘発数が上がるので効果が大きいと認識。
- ・ 今後の協力への提案は以下のとおり
 - ① 末端職員にも分かるよう、単純な真贋判定方法を研修に盛り込んでほしい
 - ② 基本的な方法に絞った携帯可能なハンドブックにしてほしい
 - ③ 速やかな真贋判定に資するため、研修内容をアップデートしてほしい
 - ④ 疑義物品の商標を如何に検索するかが課題。IIPPF と協力して迅速な検索方法を見出したい。
- ・ コンテナヤードの視察は不可。ヤードの管轄は輸送業者であり、多忙かつ安全性にも問題あり。産業界には視察とは別の形で機会を設けたい。

要請

適切な情報提供のあり方

- ・ ホワイトリスト（権利者からライセンス許諾を受けている者のリスト）をいただければ、海関としても検査省略により余分なりソースを省略できるし、輸出入者としてもスムーズな通関が可能。
- ・ 「3分の2が真正品」について、検査実績に係る情報は、開示すると個別の企業に悪影響を与えるので開示できない。但し、各企業毎の自身の内容に関する個別の問い合わせ対応は可能かもしれない。
- ・ ホワイトリストの延長として、現在適法者データベースを構築中。権利者側からの最低限必要な提供情報として、許諾を受けた者の名前、業種（生産、輸出入）、許諾された権利内容、許諾期限について教えてほしい。入力システム上可能だが、更新は現段階ではマニュアルのみ、セキュリティーの問題が解決した時点で削除を可能にする。

- ・ 「ブラックリスト・ホワイトリストの更新停止」とは、リスト管理から格付け分類への移行を意味する。これは企業の遵法意識を向上させるものであり、すぐに摘発に結びつく仕組みではない。
- ・ ブラックリスト、ホワイトリストは今後も活用する。
- ・ 疑義物品を見つけた場合、地元の海関に通報してほしい情報は、コンテナ番号、荷送人・荷受人、業者名、通関予定場所・時間、商品名等。リスク分析に活用するためなので、100%正確な情報は期待していない。

最近の海関保護条例実施弁法改正（案）

- ・ 権利者が疑義物品のサンプルを入手可能とする規定を盛り込む予定。サンプルとは実物を指すが、写真も一部規定する予定。海関によっては通信面の制約がありデジタル写真を提供困難な場合がある。義務付けでなく柔軟な規定になる予定。
- ・ 仕向け先（荷受人・荷送人）情報の開示も含まれる予定。
- ・ 鑑定期間の延長は盛り込まれない。理由は妥当な期間の判断が困難だから。
- ・ 担保金返済について、一定の期限内に返済を海関に義務付ける規定にする方向だが、返済が遅れる理由は様々であり、実務上明確な規定は困難。明細書は改正弁法の中に触れられると思う。
- ・ 没収品の処分結果通知については、迅速な処分決定の通知と両方を実現するには、処分決定時と処分時の2度の送付が必要となるので、取捨選択が必要。
- ・ 来年の1月から実施できればと考えている。

その他

- ・ 人的交流に係る提案として、現場レベルの研修の他、総局レベルでも日本で研修を行えないかと思っている。また、WCOで行われている講師育成研修にも興味がある。
- ・ 中国税関知的財産保護状況白書の内容についてどういう情報を知りたいのか等要望があるのであれば提案してほしい。

○ 農業部

日 時：9月23日 9:00-11:00

対応者：農薬検定所 顧 副所長、簡 副処長 ほか

臨時登録制度について

- ・ 臨時登録制度については、世界の大部分の国が導入している制度であり、その目的は発展途上国が自国における生産能力を上げるためである。多くの発展途上国と同様、中国でも臨時登録制度を導入してから数年が経過している。この制度はFAO、WHOの基準に基づいて策定されており、世界的にも安全性が認められている。
- ・ 現行の臨時登録制度の要求基準が厳しくないために、国民の健康保護に悪影響を与える製品が登録されているとの誤解があるようであるが、中国で臨時登録されている製品は既に国内で数年間使用されており、既に安全性は確認されている。中国の臨時登録制度の審査基準のポイントは安全制であり、それは中国国内だけでなく世界的にも認められている。
- ・ 同制度導入以来、知的財産権を侵害しているとの事例は一つもないと認識している。
- ・ 臨時登録制度のより改善するため、2008年1月には登録管理制度法の改正を行なった。具体的には臨時登録の有効期限を4年から3年に短縮するなど要件を厳しくした。
- ・ 登録管理制度には（1）畑の試験、（2）臨時登録制度、（3）正式登録制度と3つの段階がある。今後、臨時登録制度と正式登録を一つにして完全な登録制度を導入することが目標であるが、現在のところ具体的な導入時期の見通しはたっていない。

特許法の侵害が司法上確定している農薬への対応について

- ・ 輸出証明書の発行は申請された製品が知的財産権の侵害していると確認された場合には否認している。また既に証明書を発行した製品が侵害品だと判明した場合は証明書の取り消しを徹底して行っている。
- ・ 過去に侵害品が輸出されたケースがあったが、それは農薬ではなく一般化学品として輸出されており、農薬の輸出証明書は不要であったので審査の対象ではなかった。
- ・ 世界各国において輸出管理制度は異なるので、それぞれの国が自国のルールでしっかり管理すべき。3年前に日本政府と協力して

農薬の侵害品対策を行ったが、中国政府として自国内の問題については協力すべき事項は誠意をもってすべて対応した。しかし日本側から在ベトナムの中国企業が侵害品を製造していることについて対策についても協力要請があった際には、これはベトナム政府の輸出管理問題であり、関与に限界があった。農薬の侵害品問題は相手国から要求があれば協力することが、相手国の問題に内政干渉になるので対応できない。

- ・ 中国の輸出入管理制度は策定してまだ間もなく、多々問題点はあると思う。充実した制度をつくることを目指しているので、海関と連携して対応して行きたい。
- ・ 今後も、国内農業関連業者の意識改善をはかりつつ、農業部の職務範囲内である侵害品の輸出証明書は徹底して取り消し、もしくは発行を許可せずに徹底的にコントロールしていく所存。

違法ラベル農薬の取り締まり強化について

- ・ 違法ラベルの問題がまだ存在しているとの認識はなかった。10年前は頻繁にあったとの認識だが、今はもう僅かではないかと思う。それは自身（顧副所長）が3年前に現場の監督担当であったので相場観がある。
- ・ 農薬の違法ラベルは、不当に他社企業の許可の利用や、農薬の使用範囲を虚偽するなど大きな問題となったため法制度の改正を行った。その後被害件数は減っているとの認識。
- ・ すべての農薬ラベルの発行は農業部が許可し、管理しているので違法企業を発見した際にはすぐに通報して欲しい。違法ラベル関連法律に基づいてただちに取り締まる。違法ラベル製造企業のリストがあれば提出願う。
- ・ 近日中にインターネット上でラベル情報を一般公開する予定。ラベルの検索が可能となり効率的な管理ができると思われる。
- ・ 具体的に提示のあった「中国植保信息交流監農薬械交易会」については、農薬検定所の管轄ではないので、貴方から農業部に陳情/要請するようとの回答であった。

その他

- ・ 中国はWTOに加盟してから国際的ルールに基づいた知的財産権保護の実行を目標としている。特に農業分野における知財保護は非常に重要であるとの認識を持っており、効率的な対応を行うため

には国際連携が不可欠。

- ・ 今回の IIPPF との意見交換会のような産業・企業レベルでの協力も重要であるが、政府間での協力も不可欠。中国は米国および EU との連携を強化すべく、農薬分野において定期的に技術情報交換会を行っている。日本の農薬分野政府機関ともこのような政府間レベルでの協力関係を構築することを希望する。

○ 国家工商行政管理総局 独占禁止反不正競争防止法執行局

日 時：9月23日 13:30-15:15

対応者：李副局長 ほか

独占禁止反不正競争防止法執行局の紹介

- ・ 旧公平交易局との違いは、独占禁止に関する機能の大幅強化、および商業上の贈収賄摘発機能の強化にある。
- ・ 本年1～6月までの集計で不正競争案件の摘発件数は約16,000件(15.1億元)。内訳は、商業分野の贈収賄(2180件、7.6億元)、フリーライド等の知財権侵害(3870件、6500万元)、製品品質、食品安全等の不正表示(6156件、5.5億元、科料は9千万元)で全体の75%を占める。知財権侵害は対前年比で件数では12.5%減、被害額では13.8%減。
- ・ 反不正競争防止法改正について、今月末にAIC内の調整が終わる。内容は、傍名牌への対応、再犯の罰則強化、知財保護に関する規定の追加(不正競争行為のさらなる拡大を含む)、科料の引き上げ、知財保護のための下限の決定、商業上の贈収賄に関する法規制、独禁法との整合性など。

「傍名牌」について

- ・ 本件問題を重視。昨年不正競争防止法の摘発キャンペーンを実施し、3つの指導意見を出すことで、4ヶ月で6000件、4.1億元の実績をあげた。今年も実施予定。
- ・ 「傍名牌」取締り要請に係る具体的手続きとしては、原則地方のAICへ要請する。総局が扱う件は、複数の省にまたがる案件、社会的影響の大きい案件、他局(国務院など)から移送された案件で重要な件など。投訴されてない件でも職権でやる場合がある(投訴の際の証拠資料提出については細かい議論はなかった)。

- ・ 香港等で不正登録し他社の商号を中国本土企業がライセンスを受けるケースに注目している（今年取締り強化対象として、年内に指導意見を出すよう、関係当局と協議中）。日本企業が被っている傍名牌の被害対象ブランドリストを後日日本側から提出する。
- ・ 日本地名の商標問題については初めて聞いた。企業商号の登録に際しては馳名商標に関するDBでのチェックは行っているが、このリストへの情報提供は不可。

効果的な日中協力のあり方について

- ・ セミナーなどの開催は有意義だが、どのように開催すべきか、どのレベルを対象とするかは検討させてほしい。

過去の建議事項等に関する確認

再犯対策強化

- ・ 本年2月の「工商行政管理機関が正確に行政処罰の自由裁量権を行使することに関する指導意見」もその一つ。この内容は改正反不正競争防止法で対応予定。

行政執行基準の確立・適正な法執行の確保

- ・ 「行政処罰程序規定」「行政処罰案件聴証規則」はよく守られている。公聴会については総局レベルでは知財に関するものはない。
- ・ 「金信プログラム」はチベットを除き運用しており、A I Cのモニタリングの効率化に寄与している。

他人の商品形態の無断使用禁止

- ・ 改正反不正競争防止法で検討を行っている。

○ 国家工商行政管理総局 商標局

日 時：9月23日 15:30-17:00

対応者：劉副局長、案件指導課 陳課長 ほか

要請・建議

「商標の冒認出願」

- ・ 外国周知商標、地名商標の冒認出願について要請、意見交換。
⇒ 「無印良品」の判決を踏まえて、41条に関する審理基準の変更するようなことは特段行っていない。
しかし、著名商標・地名商標の冒認出願については、中国企

業が海外で被害を受けるケースも発生しており重要視。そのため、海外の著名商標や地名をデータベース化して審査に用いたり、業務審査会議という内部の会議を開いて真剣・慎重に審査を行ったりすることにより、悪意による商標登録を認めないよう最大限の努力を行っているところ。今後も保護強化を図っていきたい。コンテンツの冒認事例については、持ち帰り商標局審査官に検討させたい。

地名については、中国国内でよく知られている外国地名は法律に基づき商標登録を認めないが、その他の意味が中国であるような場合には商標登録を認めている。ただし、中国の対外開放の状況によって、中国で知られた地名かどうかも変わってくるため、商標の審査も変わってくる。

また、来年開催予定の日中商標長官会合で議論するなど、日中間のコミュニケーションの強化を図っていきたい。

「その他の建議事項」

- ・ 商標の審査時の情報提供
 - ⇒ 建設的な提案だが、情報提供制度を設けると審査に時間がかかってしまうなどデメリットもある。すぐさま導入することは難しいが、今後の法改正での検討事項としたい。

- ・ 再犯被害事案、巧妙化被害事案、行政執行基準、適切な法執行
 - ⇒ SAIC が取り締まった件数 4.2 万件のうち、1,500 件弱が日本企業に関するもの。
 - 再犯も多く、その原因としては、①行政処罰の過料に限界があることと、②違法行為がなかなか発覚しないこと（10 件行ったとしても 1 件しか発覚しない）。
 - 今後の取り締まりを強化するためには、企業からの情報提供、特に調査会社を活用した情報提供が有用。また、企業レベルでは、行政処罰と民事訴訟を連携させることも効果的。
 - 経産省の調査も対策を検討するうえで有益だが、各事例に関してもっと詳細な情報をもらえたら嬉しい。これを基に日中商標長官会合で議論するのも一案。

○ 公安部

日 時：9月24日14:00-16:00

対応者：経済犯罪捜査局知識産権処 王副処長
治安管理局執法指導処 許副処長 ほか

最近の知財犯罪の傾向

- ・ 従来の物の取り締まりに加え、インターネットを介した問題が顕著化。具体的には、違法業者間のネットワーク化、ネット決済。
- ・ 近年の中国における物流量の増加に伴い、物流業者が模倣品製造業者と深く関与。これに関し、郵便法の改正を通じ、物流業者に対する規制を強化する働きかけを行っている。

要請

「著作権侵害罪（刑法第217条）の構成要件について」

- ・ 「その他の作品」の記載の解釈については、法の趣旨に基づく解釈が必要。
- ・ 刑法第217条の定義と著作権法第3条の例示は同意と理解（王副処長、許副処長）
- ・ 地方の一部においては法の理解が異なることがあることは承知。また、理解の促進を図る必要があることも認識。

「再犯対策強化」

- ・ 次々に発生する新しい手口を法において規定することは不可能。そのため、刑事司法解釈第1条第1項第3号の「その他の情状がひどい場合」により対応。ただ、地方の公安によって、解釈が異なるのが実情。
- ・ 1回模倣行為をして行政罰を受け、2回目に同一の模倣行為をした場合には、「その他の情状がひどい場合」に該当するべきと考えており、現在、最高人民法院、最高人民検察院に対し、将来、司法解釈上、これが明確化されるように働きかけを行っている。

「刑事移送の適正化」

- ・ 不法経営金額の算定は価格鑑定センター（物価局の下部機関）が実施。価格の認定基準については、2004年の司法解釈に基づく。価格の認定基準が統一されていないことがあるならば、同センターに同司法解釈が浸透していないことによるものと思われる。

- ・ 検察への刑事移送は年間 300～400 件。
- ・ 公安が目指すのは、行政当局が捜査する段階において、公安と情報の交換を行い捜査を行うことであり、工商局や版權局、税関とは協力の覚書を交わしている。

「日中警察当局の捜査協力について」

知財問題については、一国において発生している問題ではなくワールドワイドの問題であり、これらに対し連携を行っていくことは日中捜査機関の責務。今後も緊密な連携を希望。

○ 国家知識産権局・保護協調司

日時：9月25日 9:00-10:15

対応者：黄司長 ほか

保知弁との関係

- ・ 国家知識産権局（S I P O）で知的財産保護戦略の策定を行っていた部門と、商務部の保知弁にあった知財保護グループの部門が合体して保護協調司となった。先週金曜日に定員が決定された（なお、商務部の保知弁は市場秩序の整理整頓機能として残っている。また、商務部では WTO/TRIPS 関連の所管掌握も行っている）。
- ・ 保知弁で発行していた知的財産保護行動計画については保護協調司で引き継いだ。

保護協調司の機能

- ・ 国家知的財産戦略綱要は本年 6 月に公布された。今後は戦略を実施する段階。
- ・ 国家知的財産戦略綱要においては、知的財産の創造・保護・活用・管理を推進することとしており、次の 5 つの重点を置いている。
①法制度の完備、②創造の促進、③保護の強化、④濫用防止、⑤文化の構築。
- ・ 保護協調司の機能としては 2 つあり、1) 国家知的財産戦略綱要の実施における各機関との調整・情報収集、2) 知的財産権の保護業務。
- ・ 国家知的財産戦略綱要の実施にあたって、目標達成のためのブレークダウンを行うため、様々な施策を決定しようとしている。知

的財産は様々な種類に分けられ、関係者も多いので、関係者ごとに国家レベルの調整を行う戦略協調処、業界に対して調整を行う業界戦略処、地方に対して調整を行う地方戦略処、を設けた。ブレークダウンの具体的な方法については関係部署と協議中。

- ・ 実施計画を毎年策定することとしており、年末にこれまでの実施状況を確認した後、年明けに新たな計画を策定する予定。
- ・ 一方、知的財産権の保護業務としては、知的財産権保護所を設け、S I P Oを含む関係機関での行政処罰について調整を行ったり、知的財産保護白書の作成、発行を行ったりしている。

地方に対する指導について

- ・ 地方では、国家知的財産戦略綱要のできる前から、独自の知財戦略を作っているところがある（上海、深センなど）。中国では地方により経済発展の度合いが異なるので、地方戦略所では地方の知財戦略を集め、分類し、その地方の優位性に合わせた知財戦略を策定するよう指導する。地方の知的財産戦略について、意見交換をしたい。（我が国特許庁の関連部門から、追って連絡する）

模倣品・海賊版対策について

- ・ 政府もリソースを投入しており、保護状況は年を追って改善されている。国民のレベルも、知財意識が向上しており、自主的に侵害品をボイコットする動きがある。一方で、知的財産保護は長期にわたる事業である。そこで、具体的には
 - ⑤ 国民に対する広く一般的な啓蒙活動
 - ⑥ 各エンフォースメント機関の厳格な法に基づく権利侵害案件の摘発
 - ⑦ 各部署間における調整を図ることをやろうとしている。

日本の知的財産戦略本部について

日本の状況を知ることは非常に有益（後日、知財推進計画等について日本から資料又はWebサイトの紹介を行う）。日本では総理大臣がトップとなっているので、中国でも格上げが必要かもしれない。

以上